

最先端研究開発支援ワーキングチーム運営規則（案）

平成 21 年 7 月 9 日

最先端研究開発支援ワーキングチーム決定

（ワーキングチームの運営）

第 1 条 最先端研究開発支援ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

（座長）

第 2 条 座長は、ワーキングチームの事務を掌理する。

- 2 座長がワーキングチームに出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。

（構成員の欠席）

第 3 条 ワーキングチーム構成員がワーキングチームを欠席する場合は、代理人をワーキングチームに出席させ、又は他のワーキングチーム構成員に議決権の行使を委任することはできない。

- 2 ワーキングチームを欠席するワーキングチーム構成員は、座長を通じて、ワーキングチームに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第 4 条 議事は、出席したワーキングチーム構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

（審議・検討内容等の公開等）

第 5 条 座長は、ワーキングチームにおける審議・検討の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議・検討の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、ワーキングチームの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

（会議への参加）

第 6 条 座長が必要と判断したときは、ワーキングチーム構成員以外の者を会議に参加させることができる。

（雑則）

第 7 条 この規定に定めるもののほか、ワーキングチームに関し必要な事項は、座長が定める。